

1 助成対象事業

(1) 宿泊施設の高付加価値化改修

- ・高付加価値化改修とは、改修前後で比較して宿泊施設の収益力が向上する改修を指します。
- ・原則として、「改修」のみが対象となり、「新築」「増築」は対象外となります。
- ・施設規模に応じた相応の事業費があることを原則とし、大規模な改修が行われる事業について優先的に採択することとなります。ただし、直近に行った改修についても、その事業が継続している場合は実績として勘案することとします。
- ・建物改修に付随する外壁・庭等の改修も、必要な範囲内で補助対象となります。
- ・本項目は、各施設1申請のみ申請することができます。

(2) 観光施設の高付加価値化改修

- ・観光施設の改修とは、改修前後で比較して収益力が向上する改修を指します。また、ここでいう観光施設とは、観光客の利用を念頭においた宿泊施設以外のものを指すものとします。
- ・本項目は、各施設1申請のみ申請することができます。

(3) 廃屋の撤去（跡地が観光目的の利用に供されるものに限る）

- ・廃屋とは「建築物又はこれに附属する工作物であって、使用がなされていないことが常態であるもの（立木その他の土地に定着する物を含む。）」と連盟が認める建築物を指します。
- ・補助対象経費は廃屋の撤去に係る工事費用のみであり、跡地の整備費は補助対象となりません。
- ・跡地活用については補助の条件とし、交付申請段階で跡地活用計画（用途、時期）を提出いただくほか、跡地用途について連盟の求めに応じて報告していただくこととします。
- ・なお、撤去対象が宿泊施設である場合に限り、①宿泊施設の高付加価値化改修との併用（宿泊施設として陳腐化し、建替えを要するような施設に関する撤去及び再建）が認められます。

2 助成対象経費

助成対象事業	助成対象経費（例）
①宿泊施設の高付加価値化改修	改修工事費、設計費、付帯工事費 等
②観光施設の高付加価値化改修	改修工事費、設計費、付帯工事費 等
③廃屋の撤去	建物撤去工事費、撤去に係る事前調査費

※なお、ここでいう「高付加価値化改修」とは、単なる老朽修繕・補修は対象とせず、改修後、各施設の収益力を向上させる改修を指します。改修にあたっては、具体的な収益（見込み）の前後比較などの資料についても提出いただく予定です。

<助成対象外経費>

助成対象外経費は、主に以下を想定しています。

- ・ 物品購入費
- ・ 法令又は条例等において義務化されている設備等の導入に係る工事費
- ・ 補助対象事業者の経常的な経費（補助事業推進にかかる人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費、通信料等）
※ただし、本事業に必要となるアルバイト等の臨時職員の経費は、補助対象経費とします。
- ・ 同一事業の経費において、国（独立行政法人含む）から別途補助金が支給されている場合
- ・ 恒久的な施設の設置、用地取得等、本事業の範囲に含まれ得ない経費
- ・ 営利のみを目的とした活動に関する経費
- ・ コミュニティファンド等への初期投資（シードマネー）、出資金
- ・ 親睦会に係る経費
- ・ 振込手数料
- ・ 県の支出基準を上回る謝金費用
- ・ その他事業と無関係と思われる経費

3 助成率

(1) 助成額

助成対象経費に 3/4 を乗じた額（千円未満の端数は切捨）

(2) 補助上限額

3,750 万円（補助対象経費が 5,000 万円を超える場合の補助額は 3,750 万円）

※ただし、国事業に採択された事業者については、国事業と本事業による助成額の合計が対象経費の 3/4 を超えない範囲で助成するものとする。

例) 「地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化事業」に採択されたケース

対象経費 6,000 万円で国補助率 1/2 の場合：国補助金 3,000 万円＋本助成金 1,500 万円

※国補助率が 2/3 の場合は、国補助金 4,000 万円＋本助成金 500 万円

※対象経費が 18,000 万円の場合は、国補助金 9,000 万円＋本助成金 3,750 万円（上限適用）